

富山県情報公開審査会答申概要（答申第13号）

| | |
|-----------|---|
| 件名 | 県教職員の処分一覧表（平成10～17年度分）に係る部分開示決定処分に対する異議申立ての件 |
| 開示請求年月日 | 平成18年7月10日 |
| 実施機関の決定日 | 平成18年8月23日 |
| 実施機関（担当課） | 教育委員会（教育企画課・教職員課） |
| 決定内容 | 部分開示決定 |
| 非開示理由 | 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報） |
| 異議申立て年月日 | 平成18年8月28日 |
| 異議申立ての内容 | 本件処分を取り消し、非開示とした部分の開示を求める。 |
| 諮問年月日 | 平成18年9月11日 |
| 答申年月日 | 平成19年7月20日 |
| 争点 | ・実施機関が過去に公表した情報の条例第7条第2号ただし書ア（慣行として公にされている情報）該当性 ・懲戒処分等に係る公務員の氏名等の条例第7条第2号ただし書ウ（職務遂行情報）該当性 |

審査会の判断

<結論>

実施機関が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

<理由>

1 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

本件処分における非開示部分（以下「本件非開示部分」という。）は、すべての事案に係る所属（ただし、学校に係る小・中・高の種別が記載された部分は、開示）及び氏名並びに一部の事案に係る職（職位）であり、実施機関は、これらが条例第7条第2号に該当すると説明している。

条例第7条第2号には、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、他の情報と照合する場合を含め、特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当するものを除き、非開示情報とする旨規定されているので、以下、本件非開示部分がこれに該当するかどうか、順次検討する。

（1）条例第7条第2号本文該当性

本件非開示部分のうち、氏名については、特定の個人を識別できる情報であることは明白であり、所属については、それだけでは個人が識別される情報ではないが、本件処分に係る開示部分や他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。また、職（職位）については、通常同じ職を有する教職員が多数存在することから、一般には個人が識別される情報ではないが、本件非開示部分に係るものについては、ごく少数の者しか存在

しないか、特定の所属にしか存在しないものであったため、本件処分に係る開示部分や他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、本件非開示部分は、条例第7条第2号本文の規定に該当するものと認められる。

(2) 条例第7条第2号ただし書ア該当性

ア 処分の公表

県の知事部局においては、平成16年7月に「職員の懲戒処分等に関する公表基準」を定め、原則として、毎年4月及び10月に、過去半年間に行った地方公務員法に基づく懲戒処分等に係る被処分者の所属部局名、職位及び年齢・性別、処分内容、処分年月日並びに処分理由を公表しており、さらに「懲戒免職事案等、重大な法令違反や非行の場合で、社会的非難性が極めて高い事案及び県行政に対する信頼を著しく損ねた事案」及び「警察等により氏名が既に公にされている事案」については、処分後速やかに、上記内容に加えてその氏名を公表している。

実施機関においては、処分等の公表に係るこのような基準は特に定められていないが、実務上、知事部局に準じて同様に扱うこととされている。本件対象公文書に記載された処分事案の大部分は公表に至らなかったものであるが、一部、上記のような内容を公表したものが含まれていることが認められる。

イ 公表された情報と条例第7条第2号ただし書アとの関係

条例第7条第2号ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、非開示情報とはしない旨規定している。

上記の公表基準はいわゆる内規であり、ここでいう法令等には該当しないものと認められるが、これによる一定の方針に基づいて実施機関が公表した懲戒処分等に係る情報は、原則として、ここでいう慣行として公にされている情報に該当するものと認められ、この点について、いったん公表しても引き続き公に知り得る状態にあったとはいえず、慣行として公にされている情報には当たらないとする実施機関の主張は、採用できない。

ウ 被処分者のプライバシーの保護と受忍限度

しかしながら、条例第3条後段は、条例全般にわたる解釈及び運用の基本として、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をすべき旨を定めており、この個人には公務員も含まれることは異論がない(ただし、後述の第7条第2号ただし書ウは、県政に係る説明責任という観点から、公務員の職務遂行情報について一部その例外を定めているものと考えられる。)。そして、一般に、公表の時点から時間が経過するに従い、社会的影響が薄れ、被処分者のプライバシー等の権利利益を守る必要性が増すものと考えられ、また、懲戒処分等や刑事罰を受けたことに加え、その事実を公表されたことにより、すでに一定の社会的制裁を受けた事案について、それに係る情報が将来にわたって常に開示され得る状態に置かれることは、被処分者にとって酷であるという実施機関の説明は、理由があるものと認められる。

したがって、公表の時点から一定の期間は、上記イにより被処分者に係る個人情報が開示されることがあっても受忍すべきであるが、当該期間を経過したものについては、それが開示されることは受忍の限度を超え、妥当とはいえないものと認められる。

なお、異議申立人からはこの点に関し、インターネットにより誰もが手軽に必要な情報を入

手できる現代社会において、時の経過によりプライバシー保護の必要性が増すというのは、忘れ去られることを期待している時代錯誤の言い訳にすぎない旨の反論があったが、現代の高度情報化社会にあっても、条例が求めるプライバシー保護の必要性は何ら変わるものではないと考えられる。

エ 本件非開示部分の条例第7条第2号ただし書ア該当性

本審査会において、本件対象公文書に記載された処分事案のうち、上記アで述べたところにより実施機関が過去にその概要を公表したものについて、実施機関から当該公表資料の提出を受け、その内容を確認したところ、上記アの基準のとおり、本件非開示部分である所属及び氏名は公表内容に含まれていないものが大半を占めているが、懲戒免職事案等においては、本件非開示部分である氏名等が公表されたことが認められる。

そこで、当該事案に係る非開示部分を開示することが、上記ウで述べた受忍の限度を超えるものであるかどうか問題となるが、実施機関によるこれらの処分の実施及び公表から本件開示請求までの期間は、最も短いものでも概ね1年（正確には343日）を経過しており、教職員の懲戒処分等に関する社会的影響等を踏まえつつ、個人のプライバシーへの最大限の配慮を求める条例の基本姿勢を考慮すると、当該事案については、いずれも受忍すべき期間を経過しており、その非開示部分を開示することは、適当でないものと認められる。

したがって、本件非開示部分は、条例第7条第2号ただし書アの規定には該当しないものとするのが相当である。

(3) 条例第7条第2号ただし書イ該当性

条例第7条第2号ただし書イは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報については、非開示情報とはしない旨規定しているが、本件非開示情報がこれに当たるものとは認められない。

(4) 条例第7条第2号ただし書ウ該当性

条例第7条第2号ただし書ウは、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、その職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については、非開示情報とはしない旨規定している。

一般に、人事管理上作成される公務員の懲戒処分等に関する公文書に記録されている当該被処分者の氏名等は、公務に関する情報ではあるが、個人の資質、名誉等に係る当該公務員固有の情報というべきものであって、本人がこれを他人に知られたくないと望むことは正当であると認められる。

この点に関し、本件非開示情報には、公務員の職務遂行過程における行為を処分原因とするものが含まれているが、これは被処分者にとっては、身分上の取扱いという私事に関する情報であり、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有するものであるから、ここにいう職務の遂行に係る情報には該当しないものと認められる。

2 その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、本件非開示情報が条例上の個人情報に該当するとしても、その職務の性格上高い倫理性を求められる教職員の処分に関するものであるから、公益性の観点から公開されるべきであ

る旨主張している。条例第9条は、非開示情報が記録されている場合であっても、実施機関が公益上特に必要があると認める場合は、裁量により開示できる旨を定めているが、上記1(2)ウで述べたとおり、未公表の場合はもちろん、公表された事案でも被処分者のプライバシーには最大限の配慮が必要であり、本件非開示部分を開示することがそれを上回る公益性を有すると認めることはできないから、異議申立人の主張には理由がない。

また、異議申立人は、人事院が作成した懲戒処分の公表指針について言及しているが、これは国の各府省等が懲戒処分を行った際の公表の指針を定めたものであり、実施機関が自ら行った処分の公表に当たってその内容を参考とする場合はともかく、本件処分のように条例に基づいて行う公文書開示請求に対する判断には何ら関係ないものであるから、その主張自体が失当である。

富山県情報公開条例（抄）

（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) （略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（略）並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）

である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（略）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(6) （略）

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。